

出発した教育委員会改革

中垣 芳隆

先日、府内某市の教育長さんとお会いしたときに今回の教育委員会改革についての感想を求めたところ、「本市では今までも首長と教育長の日常的なコミュニケーションがあり、今回のことで大きな変化があるとは思いませんが、教育長が教育委員長となることから教育長の責任が従来より重くなります。それと、コミュニケーションが図れない首長が選ばれた時は難しいでしょうね。」と想定内の答をいただきました。

今回の改革は、2011～12 年にかけて起きた津市のいじめ自殺事件や大阪市での体罰事件で、教育長と事務局が適切な対応を採らず、さらに非常勤の教育委員には情報が十分に伝わらなかったため、教育行政の責任が不明確であるとの強い批判が起こったのがそももの始まりと言われています。

改革への評価をめぐることは、論者の間でも見解が分かれているようです。

第 1 に、教育委員会が決定権を有する執行機関として残ったことを評価し、常勤の教育長が責任者となることで責任の明確化が図られるとの見解があります。

第 2 に、首長が大綱を策定し、さらに自らが主宰する総合教育会議が設置されることで、首長の関与が過度に強まり教育委員会がこれまで以上に形骸化するとの見解もあります。

第 3 に、首長に教育行政の権限を一元化するべきであるとの立場からは、教育委員会に決定権が残る今回の改革案は不十分という評価もみられます。

個人的には上記の第 2 の見解に近い危惧を抱いています。その理由としては、総じていえば、今回の制度改革では教育委員会を執行機関として残しつつも、大綱や総合教育会議の新設などを通じて首長の関与を強化することで、教育行政の責任の明確化と政治的中立性・安定性・継続性の両立を図ろうとしています。

大綱の策定にあたっては、首長は総合教育会議で教育委員会と協議・調整を行うことになっていますが、協議・調整が調わなかった場合には、首長が自らの意向に沿って決定を行うことができることとなります。(議会や教育委員会の承認は必要ありません)。総合教育会議で大綱を決定するとの誤解が一部の報道等ではみられますが、大綱の策定は首長の専権事項となっています。

大綱は自治体の教育行政の基本的方針であり、その決定に教育委員会が関わることで

きないのは、首長の意向が強くと同時に、教育の政治的中立性や安定性・継続性の観点からも問題が多いように思われます。首長次第では、これまで現場の裁量に委ねられてきたこと（たとえば教育課程・内容）に政治の意向がより強く働く可能性が出てくるのではないのでしょうか。

こうした懸念を内包しつつ一歩踏み出した教育委員会改革の中で問われるのは教育長の資質でしょうか。従来の教育長は、ともすると合議体の教委の名に隠れて責任を問われなくて済む状況がありました。「これは教委で決めたことですから」と教育長自身の責任を回避することもできました。

しかし、新制度では教育長の責任が格段に重くなります。教育長自身が主宰して代表する教委であることから、全ての説明責任を果たさなければなりません。今の地方教育行政は、狭い意味での教育の世界だけでは処理しきれない問題が多数あります。他の行政分野に関わる事柄が多くあり、全体の行政の中で、教育行政の対応を考えることが求められます。先日お時間をいただいた教育長さんには、これまでの経験の上に、身に備えられた卓越した判断力を生かし、問題が起きたときには矢面に立つ覚悟を持って重責を務められることを願ってやみません。

（なかがき・よしたか 教授／教員養成センター）
